

第 1 回協議会 会 議 資 料

平成 1 6 年 4 月 8 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資 料 目 次

番 号	題 名	ページ
報告事項		
報告第 1号	三木市・吉川町合併協議会規約について	1
報告第 2号	三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書について	5
報告第 3号	三木市・吉川町合併協議会幹事会規程について	10
報告第 4号	三木市・吉川町合併協議会専門部会規程について	13
報告第 5号	三木市・吉川町合併協議会事務局規程について	18
報告第 6号	三木市・吉川町合併協議会財務規程について	22
報告第 7号	三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算について	26
報告第 8号	三木市・吉川町合併協議会スケジュールについて	35
報告第 9号	三木市・吉川町合併協議会の広報体制について	37
協議事項		
協議第 1号	三木市・吉川町合併協議会会議運営規程について	38
協議第 2号	三木市・吉川町合併協議会会議傍聴規程について	43
協議第 3号	三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程について	49
協議第 4号	三木市・吉川町合併協議会小委員会規程について	51
協議第 5号	三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	53
協議第 6号	三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合せ事項について	55
協議第 7号	三木市・吉川町事務事業調整方針について	57
協議第 8号	新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査について	63
提案事項		
提案第 9号	合併協定項目について	74
提案第 10号	合併の方式について	82
提案第 11号	合併の期日について	85
提案第 12号	新市の名称について	87
提案第 13号	新市の事務所の位置について	89
提案第 14号	財産及び債務の取扱いについて	92
提案第 15号	条例、規則等の取扱いについて	95
提案第 16号	町、字の区域及び名称の取扱いについて	97

報告第1号

三木市・吉川町合併協議会規約について

三木市・吉川町合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 三木市及び美嚙郡吉川町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、三木市・吉川町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、三木市上の丸町10番30号三木市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の議会の議長
- (3) 両市町の議会の議長がそれぞれ指名した両市町の議会の議員各1人
- (4) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者19人以内

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、前条第2項の規定により委員となるべき者の中から両市町の長が協議して、これを選任する。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、両市町の長が協議して定める者をもって充てる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員及び顧問に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

4 会長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて両市町の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、その担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会に必要な経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、両市町が均等に負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、三木市の例により会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り、別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他委任事項)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

報告第 2 号

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書について

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書を別紙のとおり締結したので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書

三木市及び美嚙郡吉川町（以下「両市町」という。）は、三木市・吉川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第5条第2項第4号、第6条、第8条第2項、第13条第2項及び第16条第1項に規定する内容について、次のとおり協定する。

（委員）

第1条 規約第5条第2項第4号に規定する学識経験を有する者は、別表第1のとおりとする。

（委員の代理出席）

第2条 規約第5条第2項に規定する委員の代理は認めないものとする。ただし、同条第2項第1号委員及び第2号委員については、事故あるとき又は欠けたときはこれを認め、第4号委員のうち兵庫県北播磨県民局長についてはこの限りでない。

（会長及び副会長）

第3条 規約第6条に規定する会長及び副会長については、協議の結果、会長は、三木市長とし、副会長は、吉川町長とする。

（顧問）

第4条 規約第8条第2項に規定する顧問は、別表第2のとおりとする。

（事務局）

第5条 規約第13条第2項に規定する事務局職員は、別表第3のとおりとする。

（監査委員）

第6条 規約第16条第1項に規定する監査委員は、別表第4のとおりとする。

（内容の変更）

第7条 この協定書に定める内容を変更する場合は、別に変更協定書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第8条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、両市町の長が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成16年4月1日から発効する。

(協定の失効)

第10条 この協定は、協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、三木市及び吉川町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

三木市上の丸町10番30号

三木市長 加古房夫

美嚚郡吉川町吉安246番地

美嚚郡吉川町長 岩波 勉

別表第1（第1条関係）

区 分	氏 名	備 考
三 木 市	西 本 凱 昭	
	小 河 壯 太	
	安 福 恵 子	
	井 川 隆 雄	
	西 田 博 之	
	中 井 昭 八 郎	
	宮 脇 史 郎	
	和 泉 藤 枝	
	岡 田 保	
吉 川 町	西 原 雅 晴	
	西 山 利 幸	
	藤 田 芳 明	
	大 前 政 博	
	亀 井 美 鈴	
	大 西 俊 昭	
	高 橋 早 弓	
	吉 田 ・ 規	
	中 久 保 通 彦	
共 通	櫛 笥 享 夫	兵庫県北播磨県民局長

別表第2（第4条関係）

所 属 等	氏 名	備 考
兵庫県議会議員	鷲 尾 弘 志	

別表第3（第5条関係）

所属団体	氏名	備考
三木市	小谷政行	
	梨原正純	
	山本佳史	
	廣井愛邦	
吉川町	藤田均	
	廣岡喜人	
	岩崎英也	

別表第4（第6条関係）

所属等	氏名	備考
三木市	村岡秀雄	
吉川町	田村陽太郎	

報告第3号

三木市・吉川町合併協議会幹事会規程について

三木市・吉川町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会幹事会規程

(設置)

第1条 三木市・吉川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第1項の規定により、三木市・吉川町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、三木市・吉川町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、三木市及び美囊郡吉川町(以下「両市町」という。)の合併に必要な事項について調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、両市町の助役が協議し、幹事の中からこれを選任する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の調整経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名					
三木市	助 役	教育長	技 監	企画部長	総務部長	教育次長 (総務担当)
吉川町	助 役	教育長	企画調整 課 長	総務財政 課 長	教育次長	

報告第4号

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程について

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程

(設置)

第1条 三木市・吉川町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定により、三木市・吉川町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、三木市・吉川町合併協議会の幹事長及び事務局長(以下「幹事長等」という。)の指示を受け、三木市・吉川町合併協議会幹事会に提案する必要な事項について、専門的に調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び分科会に属する三木市、吉川町の職員をもって組織する。

2 部会は、別表に掲げる部会に属する分科会で組織する。

3 分科会は、別表に掲げる三木市及び吉川町の事務担当所管課で組織する。

(役員)

第4条 専門部会の各部会に部会長及び副部会長を置く。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

3 部会長、副部会長、分科会長及び副分科会長は、三木市・吉川町合併協議会幹事会が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 分科会長は分科会を統括する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長等の要請により、又は部会長及び分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 分科会長は、分科会の議長となる。

4 部会長又は分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

5 部会又は分科会は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、調整経過及び結果について、幹事長等に報告するものとする。

2 分科会長は、調整経過及び結果について、部会及び幹事長等に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会	分科会	事務担当所管部課	
		三木市	吉川町
企画部会	企画分科会	企画政策課	企画調整課 総務財政課 教育総務課 国体推進課 地域振興課
	情報システム分科会	情報政策課	総務財政課 企画調整課 住民生活課 学校教育課 教育総務課 健康福祉課 生涯学習課 上下水道課 地域振興課
	国体分科会	国体準備室	国体推進課
総務部会	総務・人事分科会	総務課 秘書課	総務財政課 企画調整課 生涯学習課 出納室
	財政・管財分科会	財政課 会計室 土地開発公社	総務財政課 企画調整課 地域振興課
	税分科会	税務課	総務財政課
	出納分科会	会計室	出納室 総務財政課
	監査・公平分科会	監査委員・公平委員会 事務局	監査公平委員会事務局 総務財政課
	選挙分科会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
住民生活部会	住民分科会	市民課 斎場建設室	住民生活課
	交通・防犯・環境分科会	生活安全課 環境課 環境施設課	住民生活課 上下水道課 地域振興課 健康福祉課 総務財政課
健康福祉部会	健康分科会	健康課 福祉課	健康福祉課 住民生活課 上下水道課 企画調整課
	福祉分科会	福祉課 さつき園	健康福祉課 国体推進課 生涯学習課 総務財政課
	国保・介護保険分科会	国保介護課 健康課 税務課	住民生活課 健康福祉課 総務財政課
	子育て分科会	子育て支援室 保育所	健康福祉課

部会	分科会	事務担当所管部課	
		三木市	吉川町
産業経済部会	農林分科会	農業振興課 農業委員会事務局 財政課	地域振興課 上下水道課 農業委員会事務局
	商工観光分科会	商工観光課	企画調整課 地域振興課 国体推進課
建設部会	建設分科会	土木課 県事業プロジェクト推進室 建築課	地域振興課 企画調整課
	都市計画分科会	都市整備課	地域振興課 企画調整課 国体推進課
	下水道分科会	下水道課	上下水道課
教育部会	総務分科会	教育委員会総務課	教育総務課 健康福祉課 学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課	学校教育課 教育総務課
	社会教育・公民館分科会	社会教育課 図書館 公民館 体育青少年課 企画政策課	生涯学習課 国体推進課
	体育・青少年分科会	体育青少年課	生涯学習課 健康福祉課 国体推進課
消防・防災部会	消防・防災分科会	企画政策課 消防本部	住民生活課
上水道部会	水道分科会	水道部	上下水道課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
人権・同和部会	人権・同和分科会	人権尊重推進室 人権教育推進室 総合隣保館	住民生活課 生涯学習課 健康福祉課

報告第5号

三木市・吉川町合併協議会事務局規程について

三木市・吉川町合併協議会事務局規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第13条第3項の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、局長補佐その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係相互間の連絡及び調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 100万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の種類、形式及び寸法は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、三木市の例による。

(給与等)

第10条 職員の給与、共済費等については、それぞれの属する市、町の負担とする。

2 職員の旅費については、三木市の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

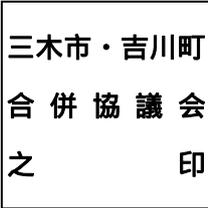
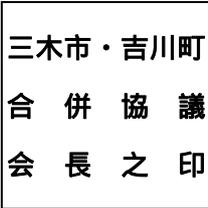
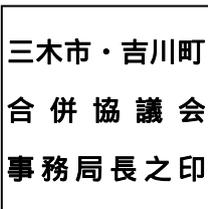
附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

係名	分掌事務
総務係	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の予算・決算に関すること。 5 合併に係る広報に関すること。 6 合併に係る資料の編纂に関すること。 7 人事に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 その他他の係に属さないこと。
調整係	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業調査調整に関すること。
計画係	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。

別表第2（第8条関係）

種類	形式	寸法 (ミリメートル)
三木市・吉川町合併協議会印		方 24
三木市・吉川町合併協議会長印		方 24
三木市・吉川町合併協議会事務局長印		方 21

備考 書体は、古印書とする。

報告第 6 号

三木市・吉川町合併協議会財務規程について

三木市・吉川町合併協議会財務規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第15条の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、三木市と美嚶郡吉川町(以下「両市町」という。)の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算案を編成し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項の規定を適用する。

4 第2項の規定により承認を得たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算の流用及び充用)

第4条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時的かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつ

かさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを両市町の長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、三木市の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報公聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第7号

三木市・吉川町合併協議会平成16年度予算について

三木市・吉川町合併協議会の平成16年度予算を別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

平成16年度

三木市・吉川町合併協議会予算

三木市・吉川町合併協議会

平成16年度三木市・吉川町合併協議会予算

平成16年度三木市・吉川町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定に準じて、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じ、会長が予算執行上必要があると認めた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成16年4月1日

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古房夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 負担金		46,000
	1 負担金	46,000
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 諸収入	2
歳入合計		46,003

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		6,647
	1 総務管理費	6,647
2 事業費		38,881
	1 事業推進費	38,881
3 予備費		475
	1 予備費	475
歳出合計		46,003

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(単位：千円)

歳 入				歳 出			
款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減
1 負担金	46,000	0	46,000	1 総務費	6,647	0	6,647
2 繰越金	1	0	1	2 事業費	38,881	0	38,881
3 諸収入	2	0	2	3 予備費	475	0	475
歳入合計	46,003	0	46,003	歳出合計	46,003	0	46,003

2 歳 入

(単位：千円)

款・項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 負担金		46,000	0	46,000			
1 負担金		46,000	0	46,000			
	1 負担金	46,000	0	46,000	1 市町負担 金	46,000	三木市 23,000 吉川町 23,000
2 繰越金		1	0	1			
1 繰越金		1	0	1			
	1 繰越金	1	0	1	1 繰 越 金	1	科目存置 1
3 諸収入		2	0	2			
1 諸収入		2	0	2			
	1 諸収入	2	0	2	1 預金利子	1	預金利子 1
					2 雑 入	1	コピー使用料実費負 担金 1
歳入合計		46,003	0	46,003			

3 歳 出

(単位：千円)

款・項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 総務費		6,647	0	6,647			
1 総務管理費		6,647	0	6,647			
	1 事務局費	6,647	0	6,647	9 旅費	350	視察等旅費 350
					11 需用費	1,490	消耗品費 1,480 食糧費 10
					12 役務費	432	通信運搬費 252 手数料 180
					14 使用料及び賃借料	1,656	庁舎使用料 672 パソコン等使用料 864 公用車使用料 120
					18 備品購入費	450	事務備品 450
					19 負担金補助及び交付金	2,269	臨時職員等負担金 2,169 工事負担金 100
2 事業費		38,881	0	38,881			
1 事業推進費		38,881	0	38,881			

1 会議費	4,286	0	4,286	1 報酬	2,320	委員等報酬	2,320
				8 報償費	160	講師謝礼	60
						諸謝礼	100
				9 旅費	141	視察等旅費	141
				11 需用費	133	消耗品費	50
						食糧費	83
13 委託料	1,512	会議録作成委託料	1,512				
14 使用料及び賃借料	20	有料道路通行料等	20				
2 調査研究費	27,000	0	27,000	13 委託料	27,000	住民意識調査・新市建設計 画策定支援委託料	11,000
						情報システム統合調査委託 料	15,000
						連たん状況調査委託料	1,000
3 広報公聴費	7,595	0	7,595	11 需用費	505	印刷製本費	505
				12 役務費	3,068	通信運搬費	94
						手数料	2,974
13 委託料	4,022	協議会だより・ホームページ 作成委託料	4,022				

款・項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減	節		説 明
					区 分	金 額	
3 予備費		475	0	475			
1 予備費		475	0	475			
	1 予備費	475	0	475			
歳出合計		46,003	0	46,003			

報告第 8 号

三木市・吉川町合併協議会スケジュールについて

三木市・吉川町合併協議会スケジュールを別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

時期・主な予定 主な内容		平成16年度											
		平成16年						平成17年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		合併協議会設置	県支援本部との連絡調整 (案)を県本部に説明 将来構想・財政計画				合併協定書の調印 市長議会合併議案議決 県知事に合併申請書提出		県議会での議決 県知事から総務大臣へ合併届出	市町議会協議会廃止の議決		市町職務執行者の選任	総務大臣の告示 合併協議会廃止
会議運営	協議会	協定項目の協議決定(月1・2回定期開催)											
	小委員会	小委員会付託事項の協議(必要に応じて随時開催)											
	幹事会	協議会提案事項の調整(協議会に先立って定期開催)											
	専門部会・分科会	事務事業一元化の調整内容検討(随時開催)											
事務事業	事務事業一元化	事務事業のすり合わせ一元化											
	新例規の立案・策定	例規のすり合わせ及び新例規立案・策定											
計画作成	新市まちづくり計画策定(将来構想含む)	将来構想・新市まちづくり計画原案作成	事前協議	正式協議・調整									
	住民意向調査	住民意識調査											
広報・公聴	協議会ホームページ	随 時 更 新											
	協議会だより	随 時 発 行(12回程度)											
	啓発パンフレット				まちづくり計画ダイジェスト版						新市パンフレット		
	住民説明会				住民説明会								

報告第9号

三木市・吉川町合併協議会の広報体制について

三木市・吉川町合併協議会の広報体制を下記のとおり定めたので報告する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古房夫

記

- 1 協議会だよりの発行
配布方法 両市町の日刊新聞の折り込み配布とする。
協議会開催後にすみやかに発行する。
- 2 ホームページの開設
開設日 4月初旬
- 3 会議資料・会議録の閲覧場所
三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係
吉川町役場 1階 吉川町総務財政課 総合窓口

協議第 1 号

三木市・吉川町合併協議会会議運営規程について

三木市・吉川町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第10条第3項の規定により、三木市・吉川町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、合併協定項目の基本的協議事項については、4分の3以上をもって決する。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第8条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が2人を指名する。

(会議録の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日()	
		開 会 時 分	閉 会 時 分
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過		別紙のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
年 月 日		署名委員	
		印 印	

会議経過

発 言 者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項

協議第 2 号

三木市・吉川町合併協議会傍聴規程について

三木市・吉川町合併協議会傍聴規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会会議運営規程第6条の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、30人以内とする。ただし、協議会の会長(以下「会長」という。)は、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴受付簿(様式第1号又は様式第2号)に住所、氏名その他事項を記入の上、傍聴証(様式第3号)の交付を受けなければならない。

2 一般席の傍聴しようとするものが定員を超えた場合は、先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ピラ、プラカード、旗の類等会議を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること等会議の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

- (3) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

様式第3号(第4条関係)

傍 聴 証

第 号

三木市・吉川町合併協議会 印

協議第3号

三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程について

三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり定める。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会会議運営規程第10条第2項の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼす恐れがある事項、その他の閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する市町の指定する場所とし、その時間は、閲覧に供する場所の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 閲覧者が会議録等の写しの交付を希望する場合は、その作成に要する費用は1枚10円とし、申出者の負担とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

協議第 4 号

三木市・吉川町合併協議会小委員会規程について

三木市・吉川町合併協議会小委員会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定により、三木市・吉川町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、三木市・吉川町合併協議会（以下「協議会」という。）から付託された専門分野における事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）が指名する委員で組織する。

2 委員会の組織は、会長が別に定める。

(委員)

第4条 小委員会には、委員会ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、会務を掌理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見等を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

協議第 5 号

三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
について

三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のと
おり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第17条第2項の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」
という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるもの
とする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員(以下「協議会委員
等」という。)の報酬は、日額8,000円とする。ただし、三木市及び美
濃郡吉川町(以下「両市町」という。)の長、その他の常勤の職員及び議会
の議員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために、両市町以外の区域に出
張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等に支給する旅費については、三木市の特別職の職員で
非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事
項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

協議第 6 号

三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合わせ事項について

三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合わせ事項を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）

1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第4木曜日（議会月及び日程調整不可の場合は別途調整）
- (2) 会議時間 午後1時30分から（適宜変更可）
- (3) 開催場所 三木市及び吉川町の公共施設で実施する。

2 傍聴者等への配布資料提供の取扱い

配布資料は、議事日程のみとする。

協議第7号

三木市・吉川町事務事業調整方針について

三木市・吉川町事務事業調整方針を別紙のとおり定める。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

事務事業調整方針

【基本原則】

- 一 体 性 確 保・・・合併後、速やかな一体性の確保に努める。
- 住 民 福 祉 向 上・・・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 負 担 公 平・・・負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 健 全 な 財 政 運 営・・・合併後において健全な財政運営に努める。
- 行 政 改 革 推 進・・・行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

【調整方針】

原則として、両市町の制度を比較検討し、上記の基本原則に基づき調整することとする。

ただし、住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮する。

合併による行政効率化により、生み出される節減経費をもってサービスの向上に努める。

このことを具体的に表現すると、

1.【住民サービスへつながる各種制度等】 各種の制度、補助金等

(1) 水準が同じのもの



【調整方針】

三木市の制度に統一。この場合、三木市、吉川町の住民サービスの低下はありません。

【財政面】

新たな負担は発生しません。

(2) 水準が異なるもの

(A) 三木市が高く、吉川町が低い場合



【調整方針】

三木市の制度を基本に調整する。しかし、その事業そのものの必要性、内容等を十分精査する必要があります。この場合、三木市の住民サービスに変化はなく、吉川町の住民サービスは向上します。

【財政面】

新市にとっては、新たな負担増となるので財政計画検討が必要となります。

(B) 三木市が低く、吉川町が高い場合



【調整方針】

吉川町の制度を基本に調整する。しかし、特に財政面への影響を考慮しつつ、制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案し調整が必要となります。その方法として、三木市も合併を機に事業実施を行う。又、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するか、年次計画で段階的に調整し、最終的に廃止する等の方法が考えられます。

【財政面】

新市域への事業拡大については、新たな負担増となるので財政計画検討が必要となります。年次計画による調整の場合は、計画年次の検討及び予算確保が必要となります。

(C) 要件等により補助の水準が異なる場合



【調整方針】

制度の内容、変化の程度等を勘案し、調整が必要となります。その方法としては、「三木市(吉川町)の制度に統一する。ただし、については、当分の間現行のとおりとする。」とか「三木市(吉川町)の制度に統一する。ただし、については、段階的に調整する。」等の方法が考えられます。

【財政面】

調整により新たな財政負担が予想される場合は、財政計画の検討が必要となります。

2.【住民の負担につながる各種制度】 各種の税金、料金等

(1) 水準が同じのもの



【調整方針】

三木市に統一。この場合、三木市、吉川町住民ともに負担の増加はありません。

【財政面】

新たな負担は発生しません。

(2) 水準が異なるもの

(A) 三木市が軽く、吉川町が重い場合



【調整方針】

三木市の制度を基本に調整する。この場合、三木市は変化なく、吉川町住民の負担は軽くなります。

ただし、一度に統一するか、段階的に行うか調整が行われる場合も考えられます。

【財政面】

新たな負担増となるので財政計画検討が必要となります。

(B) 三木市が重く、吉川町が軽い場合



【調整方針】

吉川町の制度を基本に調整する。しかし、特に財政面への影響を考慮しつつ、制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となります。

【財政面】

新たな負担増となるので財政計画検討が必要となります。

(C) 所得段階等により負担の水準が異なる場合



【調整方針】

制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となります。その方法としては、「三木市(吉川町)の制度に統一する。ただし、については、当分の間現行のとおりとする。」とか「三木市(吉川町)の制度に統一する。ただし、については、段階的に調整する。」等の方法が考えられます。

【財政面】

調整により新たな財政負担が予想される場合は、財政計画の検討が必要となります。

〔注意事項〕

1. 各種施設の使用料において、免除規定等の運用に関わるものについて調整する必要があります。

協議第 8 号

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査について

新市まちづくり計画策定に係わる住民意向調査については、別紙の実施要領及びアンケート調査票により実施する。

平成 16 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

三木市・吉川町合併にかかる住民意向調査実施要領

(趣旨)

第1条 三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)で策定される新市建設計画及び財政計画が住民の意向を十分に反映させたものとするため、新しいまちの構想、将来の課題、将来の施策等についての住民意向調査(以下「調査」という。)を実施する。

(実施機関)

第2条 調査の実施機関は、協議会とする。

(対象者)

第3条 調査は、三木市・吉川町に住所を有する18歳以上の住民のうち、無作為抽出した5,000人を対象とする。

2 三木市と吉川町のそれぞれの対象者数については、均等割を5割とし、残りを人口割とする。

(実施方法)

第4条 調査票は、郵送により配布及び回収する。

2 回収時の郵送料は、受取人払いとする。

(実施内容)

第5条 調査の設問内容は、以下のとおりとする。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 現居住地
- (4) 居住期間及び前居住地
- (5) 職業
- (6) 行政サービスの満足度
- (7) 居住地の愛着度
- (8) 現居住地に対する今後の希望
- (9) 現居住地からの転出希望の有無
- (10) 合併の関心度
- (11) 合併に期待すること
- (12) 合併による不安
- (13) まちづくりに活かす地域資源
- (14) 両市町の将来イメージ
- (15) 新市の行財政運営のあり方
- (16) 合併を機会に重点的に取り組むべきこと

(実施時期)

第6条 平成16年4月下旬に配布し、5月上旬に回収するものとする。

(調査結果)

第7条 調査結果については公開を原則とし、協議会の広報誌及びホームページに掲載する。

(調査結果の活用)

第8条 調査結果については、新市建設計画及び財政計画を策定する際の基礎資料とする。

(事務局)

第9条 調査にかかる事務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は平成16年4月8日から施行する。

三木市・吉川町合併についての住民アンケート調査のお願い

みなさん、こんにちは。三木市・吉川町合併協議会です。

この協議会では、三木市と吉川町の合併に関して、さまざまな項目の調整・協議を行っています。

今後、当合併協議会では、合併をずとした場合、どのようなまちづくりをめざすのか、そのためにはどのような事業を行うのか、といった新しいまちのマスタープランともいえる新市建設計画を作成することになっています。

これからのまちづくりは、行政と住民の皆様方との間で、より一層のパートナーシップ関係を築きながら進めていくことが重要であると認識しており、新しいまちの計画づくりについても、住民の皆さんのご意見・ご要望を十分にお聞きした上で進めていきたいと考えております。

そこで、当合併協議会では、三木市・吉川町にお住まいの18才以上の方5,000名を無作為に抽出させていただき、あなたにアンケート調査をお願いすることになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記趣旨をご理解の上、アンケート調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、このアンケート調査は、無記名で、調査の結果は統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけしたりすることは決してございません。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成16年4月

三木市・吉川町合併協議会

【ご記入にあたって】

お答えは設問ごとに 印で囲んでください。

「その他」にあてはまる場合は、その番号を で囲むとともに、()の中に具体的にご記入ください。

必ず、封筒の宛名となっているご本人様がアンケートにご記入いただきますようお願い致します。

ご記入いただいたアンケートは添付の返信用封筒(切手不要)に入れて、平成16年 月 日()までにご投函ください。

このアンケートについてご不明な点やご質問がございましたら、下記のところへお問い合わせください。

三木市・吉川町合併協議会事務局(三木市役所内)

TEL: 0794-82-4990 FAX: 0794-82-9755

E-MAIL: jimmu@miki-yokawa-gappei.jp

**三木市・吉川町合併についての
住民アンケート**

平成 16 年 4 月

三木市・吉川町合併協議会

あなた自身についておたずねします。それぞれの質問について、あてはまる番号を1つ選び で囲んでください

設問1 あなたの性別をお選びください。

1. 男 2. 女

設問2 あなたの年齢層をお選びください。

1. 10歳代 5. 50歳代
2. 20歳代 6. 60歳代
3. 30歳代 7. 70歳以上
4. 40歳代

設問3 お住まいの市町、および地区をお選びください。

1. 三木市 2. 吉川町
- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p><三木市民の方></p> <p>1. 三木地区 5. 口吉川地区
2. 別所地区 6. 緑が丘地区
3. 志染地区 7. 自由が丘地区
4. 細川地区 8. 青山地区</p> | <p><吉川町民の方></p> <p>1. 東吉川地区
2. 中吉川地区
3. 上吉川地区
4. みなぎ台地区</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

設問4 現在の市町にお住まいになってからの期間をお選びください。また、他市町村から引越して来られた方は、以前の居住地もお選びください。

1. 1年未満
2. 1～3年
3. 3～5年
4. 5～10年
5. 10年以上
6. 生まれてからずっと
- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>以前の住まいは</p> <p>1. 三木市
2. 吉川町
3. 神戸市
4. その他兵庫県内（具体的に： ）
5. 大阪府内（具体的に： ）
6. その他（ ）</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

設問5 あなたの職業をお選びください。

1. 会社員 6. 学生
2. 自営業 7. 家事専従
3. 公務員 8. 無職
4. 農林水産業 9. その他
5. パート・アルバイト

現在、お住まいの市・町が提供する行政サービスの満足度についてお尋ねします

設問6 現在、お住まいの市・町の状況についてお尋ねします。表内の全項目について、「とても満足」、「おおむね満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「とても不満」の中からあてはまるものを1つ選び、番号を で囲んでください。

	とても満足	おおむね満足	どちらともいえない	やや不満	とても不満
市役所、町役場の窓口サービス	1	2	3	4	5
公共料金（上下水道、保育料など）	1	2	3	4	5
人権尊重のまちづくり	1	2	3	4	5
道路の整備	1	2	3	4	5
公共交通（バス、鉄道）の整備	1	2	3	4	5
自然環境・景観の保全	1	2	3	4	5
ごみの分別やりサイクルの推進	1	2	3	4	5
下水道の整備	1	2	3	4	5
防犯・防災の充実	1	2	3	4	5
情報通信基盤の整備や活用	1	2	3	4	5
農業や地場産業の活性化	1	2	3	4	5
人の集まるにぎわいのあるまちづくり	1	2	3	4	5
学校教育の充実	1	2	3	4	5
スポーツ・レクリエーション施設・活動	1	2	3	4	5
文化施設・活動の充実	1	2	3	4	5
医療・福祉の充実	1	2	3	4	5
子育て環境の充実	1	2	3	4	5

現在、お住まいの市・町に対する地域への愛着と定住の意向についてお尋ねします

設問7 あなたは、現在お住まいの市・町に愛着を感じていますか？あてはまるものを1つ選び番号を で囲んでください。

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 強く愛着を感じている | 4. 愛着を感じない |
| 2. 愛着を感じている | 5. わからない |
| 3. あまり愛着を感じない | |

設問8 お住まいの場所について、今後のご希望をお選びください。あてはまるものを1つ選び番号を で囲んでください。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. ずっと今の住まいに住み続けたい | → 設問10へ |
| 2. 三木市内・吉川町内で他にいい場所が見つければ引越したい | |
| 3. その他の兵庫県内でよい場所を探したい (地名:) | → 設問9へお進みください |
| 4. 兵庫県外でよい場所を探したい (地名:) | |
| 5. わからない → 設問10へ | |

設問9 設問8で、3あるいは4を選ばれた方にお尋ねします。三木市・吉川町外に転出したい理由について、あてはまるものを3つまで選び、番号を で囲んでください。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 希望にあった住宅が見つからないので | 8. しごと・働く場が少ないから |
| 2. 家族・家庭の事情のため | 9. 治安や災害の面で不安だから |
| 3. 教育や子育て環境が充実していないから | 10. まちににぎわい・活気がないから |
| 4. 福祉サービスが不十分だから | 11. 人間性などの風土になじめないから |
| 5. 文化活動やスポーツ活動がしにくいから | 12. その他 |
| 6. 通勤・通学に不便だから | () |
| 7. 買い物や通院に不便だから | |

合併問題について関心や期待、心配などについてお尋ねします

設問 10 あなたは三木市と吉川町の合併協議に関心をお持ちですか？あてはまるものを1つ
選び、番号を で囲んでください。

- 1 . とても関心がある
- 2 . 関心がある
- 3 . あまり関心がない
- 4 . 全く関心がない

設問 1 1 三木市と吉川町が合併した場合、どのような期待がありますか？特にあてはまるものを2つまで選び、番号を で囲んでください。

- 1 . 行政サービスの向上・高度化する
- 2 . 様々な公共施設の利用が可能になる
- 3 . 市・町の財政状況が改善する
- 4 . 道路や下水道などの基盤整備が進む
- 5 . 地域のイメージアップにつながる
- 6 . 地域の結束力が強化する
- 7 . 新しい発想のまちづくりが可能になる
- 8 . 産業が振興する
- 9 . その他（具体的に： _____)

設問 1 2 三木市と吉川町が合併した場合、どのような心配がありますか？特に当てはまるものを2つまで選び、番号を で囲んでください。

- 1 . 地域格差が発生する
- 2 . 役所までの距離が長くなる
- 3 . 行政サービスが削減される
- 4 . 公共料金（水道、保育料など）が値上げになる
- 5 . 現在の町名がなくなってしまう
- 6 . 旧市町間で対立が起こる
- 7 . 地域の自主性や歴史風土が希薄化する
- 8 . その他（具体的に： _____)

今後のまちづくりのあり方についてお尋ねします

設問 1 3 今後のまちづくりに活かすべき地域資源を 2つまで選び 番号を で囲んでください。

- 1 . 地域の歴史や文化
- 2 . 高速道路などの高速交通網
- 3 . 豊かな自然環境
- 4 . 山田錦や金物などの地場産業
- 5 . 大都市への利便性に優れた定住環境
- 6 . 祭りをはじめとする地域イベント
- 7 . ゴルフ場などのレクリエーション資源
- 8 . 地域コミュニティにおける人と人とのつながり
- 9 . その他（具体的に： _____)

設問 1 4 今後の三木市と吉川町の将来イメージはどうあるべきだと思いますか？ 特にあてはまるものを1つ選び、番号を で囲んでください。

- 1 . 自然環境が保全され生活の中で触れ合うことのできる「自然共生都市」
- 2 . 生涯を通じてだれもが地域社会において活動の場を発見できる「生きがい充実都市」
- 3 . 医療や福祉が充実しいつまでも安心して暮らせる「くらし安心都市」
- 4 . 農業や伝統産業を活用しながら大都市との交流を深める「にぎわい交流都市」
- 5 . 子どもを安心して産み、育てられる「子育て・教育充実都市」
- 6 . 道路や下水道等の都市基盤が発達した「生活利便都市」
- 7 . 地域の歴史や文化や保全し活用する「歴史文化都市」
- 8 . 物流や工業などの産業が発達し地域に経済的効果をもたらす「産業発展都市」
- 9 . その他（ _____)

設問 1 5 合併後の新市では、どのような姿勢で行財政運営に取り組むべきだと思いますか？ あてはまるものを1つ選び、番号を で囲んでください。

- 1 . 事業を極力抑え、財政健全化を優先するべき
- 2 . 積極的に事業を展開すべき
- 3 . 現状どおりで構わない
- 4 . わからない
- 5 . その他（具体的に： _____)

設問 16 合併を機会に重点的に取り組むべき課題は何だと思えますか？ 特にあてはまるものを 5つまで選び、番号を で囲んでください。

1. 身近な行政窓口の設置
2. まちづくりでの市民参加・市民活動の推進
3. 人権尊重のまちづくり
4. 道路の整備
5. 公共交通（バス、鉄道）の整備
6. 自然環境・景観の保全
7. ごみの分別やリサイクルの推進
8. 下水道の整備
9. 防犯・防災の充実
10. 情報通信基盤の整備や活用
11. 農業や地場産業の振興
12. 人の集まるにぎわいのあるまちづくり
13. 学校教育の充実
14. スポーツ・レクリエーション施設・活動の充実
15. 文化施設・活動の充実
16. 医療・福祉の充実
17. 子育て環境の充実
18. その他（具体的に： _____)

最後に、三木市・吉川町の合併に関して、意見や要望、まちづくりのアイデアなどがございましたら、下の枠内にご自由にお書き下さい。

以上で設問は終わりです。ご協力どうもありがとうございました。

本調査票を同封の返信用封筒に入れて、 月 日()までに切手を貼らずに投函くださいますようお願い申し上げます。

提案第9号

合併協定項目について

合併協定項目について、次のとおり提案する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

合併協定項目

基本的協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産及び債務の取扱い
合併特例法に規定されている特例の協議事項	
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	地域審議会の取扱い
11	新市建設計画
その他必要な協議事項	
12	特別職の職員の身分の取扱い
13	条例、規則等の取扱い
14	事務機構及び組織の取扱い
15	一部事務組合等の取扱い
16	使用料、手数料等の取扱い
17	公共的団体等の取扱い
18	各種団体への補助金、交付金等の取扱い
19	町、字の区域及び名称の取扱い
20	市町の慣行の取扱い
21	国民健康保険事業の取扱い
22	介護保険事業の取扱い
23	消防団の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	情報公開の取扱い
2	防災関係の取扱い
3	国際交流事業の取扱い
4	納税関係の取扱い
5	情報システム事業の取扱い
6	情報関係事業の取扱い
7	広聴広報関係事業の取扱い
8	交通関係事業の取扱い

9	障害者福祉事業の取扱い
10	高齢者福祉事業の取扱い
11	児童福祉事業の取扱い
12	その他各種福祉制度の取扱い
13	健康づくり事業の取扱い
14	人権（同和）対策関係事業の取扱い
15	社会福祉協議会の取扱い
16	保健衛生関係事業の取扱い
17	農林水産関係事業の取扱い
18	商工観光関係事業の取扱い
19	都市計画関係事業の取扱い
20	建設関係事業の取扱い
21	水道事業の取扱い
22	下水道事業の取扱い
23	市町立学校等の通学区域の取扱い
24	学校教育関係の取扱い
25	社会教育関係の取扱い
26	イベント関係の取扱い
27	行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い
28	塵芥処理の取扱い
25	その他必要な事項の取扱い

合併協定項目一覧表

1. 合併協定項目の内容

項目名	内容
基本的協議事項	
1 合併の方式	<p>合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。</p> <p>新設合併とは、合併する全ての市町村を廃して新たに一つの市又は町を置く場合をいいます。このことを「対等合併」、又は「合体合併」ともいいます。</p> <p>編入合併とは、一つの市、町、村の行政区域に別の市、町、村を加える場合をいいます。</p>
2 合併の期日	<p>合併の期日については、法律上の規定はありませんが、合併特例法の適用を受けようとする場合は、平成17年3月31日が期限となります。</p> <p>最終的には合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、協議会でのさまざまな協議事項の協議、あるいは関係市町村の議会や県議会の議決、総務大臣による官報告示までの手続などかなりの期間を要します。</p>
3 新市の名称	<p>新市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なります。</p> <p>編入合併の場合は、編入する市町村の名称とすることが多くなっていますが、新たに制定することもできます。</p>
4 新市の事務所の位置	<p>編入合併の場合、通常編入する市町村の事務所の位置となります。</p> <p>位置を定めるに当たっては、地方自治法第4条第2項で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等については適当な考慮を払わなければならない」とされています。</p>
5 財産及び債務の取扱い	<p>関係市町村が持っている財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の取扱いを協議します。編入合併の場合、通常編入する市町村へ引き継がれることとなります。</p>
合併特例法に規定されている特例の協議事項	
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>編入合併の場合、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員はその身分を失うこととなります。住民の意見を合併後の行政に反映させ、新市建設計画の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否かは、協議会で協議します。</p> <p>一般原則及び編入合併の場合の特例措置の内容については次のとおりです。</p> <p>一般原則</p> <p>地方自治法第7条第6項の新市の設置の日から50日以内に、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。</p> <p>任期は編入をする市町村の議員の在任期間 （注）地方自治法第91条第2項第6号 （人口5万人以上10万人未満の市・・・30人以内）</p> <p>定数特例制度</p> <p>編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。</p>

	<p>在任特例制度</p> <p>編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の在任期間相当在任することができる。</p> <p>なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>
<p>7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p>	<p>編入合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員は、すべてその身分を失うこととなるのが原則です。</p> <p>これに対して、農業委員会等に関する法律及び合併特例法には、次のような特例措置が定められています。</p> <p>新市等の区域に一つの農業委員会を置く場合</p> <p>関係市町村の農業委員会の選挙による委員で新市等の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市等の農業委員会の委員として在任することができます。</p> <p>なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続により選任による委員を選出しなければなりません。</p> <p>新市等の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合</p> <p>合併前の市町村に設置された区域を区域としない農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区域に置かれる農業委員会の選挙による委員の数及びその任期については、新設合併時に新市等に一つの農業委員会を置く場合と同様に取り扱われます。 <p>合併前に市町村に設置された区域を区域とする農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の市町村に置かれた農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会として存続することとなり従前の委員がそのまま在任することができます。 <p>三木市と吉川町の合併では、新市の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことはできません。</p> <p>三木市と吉川町が合併した農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則の規定により40人以下となります。</p>
<p>8 地方税の取扱い</p>	<p>現行の地方税法上、市町村が課すことのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税などの目的税があります。</p> <p>このうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率によりすべての市町村が課している税目の「市町村たばこ税」以外は、関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合があります。</p> <p>こうした場合、合併特例法では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、不均一の課税をすることができる」となっていますので、その取扱いを協議します。</p>

9 一般職の職員の身分の取扱い	<p>市町村の合併が行われた場合、編入合併の場合は編入される市町村の法人格が消滅するため、これらの市町村に勤務していた一般職の職員は失職することになります。</p> <p>こうした不合理を避けるために、合併特例法第9条第1項において、関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市等の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められており、協議会において、関係市町村の一般職の職員を新市等の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行います。</p>
10 地域審議会の取扱い	<p>合併特例法第5条の4第1項の規定により、合併関係市町村の協議により期間を定めて地域審議会を置くことができます。</p>
11 新市建設計画	<p>新市建設計画は、合併協議会が作成するものであり、市町の合併に際し、関係市町の住民等に対して合併市町の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。</p>
その他必要な協議事項	
12 特別職の職員の身分の取扱い	<p>編入合併の場合、編入される市町村における市町村長、助役、収入役、教育長及び各種委員会等の特別職の職員については、すべて身分を失います。</p>
13 条例、規則等の取扱い	<p>編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅するので、当該条例、規則等はすべて失効し、新市等の条例、規則等が施行されることとなります。</p> <p>ただし、編入する市町村は、合併協議会によって定められた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例等の整備を行います。</p>
14 事務機構及び組織の取扱い	<p>編入合併の場合は、編入される市町村の組織や機構は法的には消滅することから、編入する市町村において条例や規則等に基づいて、組織や機構（本庁組織、支所（支庁）、出先機関等）を設置します。</p>
15 一部事務組合等の取扱い	<p>合併の際に、関係市町村が構成団体になっている地方自治法に定めのある一部事務組合・第3セクター・土地開発公社等については、合併前の市町村の法人格が消滅するので、関係市町村とこれらの広域行政を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを協議します。</p>
16 使用料、手数料等の取扱い	<p>住民生活に密接に関係し、かつ、重要なものであるため、合併を行う場合には、住民の生活に大きな影響を及ぼさないよう、制度の効率的な運用と円滑な統一について協議します。</p>
17 公共的団体等の取扱い	<p>合併市町村の一体性の速やかな確保に資するため、関係市町村にある商工会議所、商工会、婦人会、文化事業団体等の公共的団体等（法人たると否とを問わない）の統合整備について協議します。</p>
18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市等においての必要性・公平性などの観点から内容を検討し協議します。</p>
19 町、字の区域及び名称の取扱い	<p>町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、その取扱いを協議します。</p>

20	市町の慣行の取扱い	市町村民憲章、市町村の木・花・鳥・各種宣言等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあります。 これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、その取扱いを協議します。
21	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運用が異なるため、負担割合も異なっています。また、保険料の代わりに地方税として国民健康保険税を課している場合もありますので、その取扱いを協議します。
22	介護保険事業の取扱い	介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっていますので、その取扱いを協議します。
23	消防団の取扱い	関係市町村の消防団は、合併時に統合することが適切ですが関係市町村において組織構成、処遇等が異なるため、その取扱いを協議します。
24	各種事務事業の取扱い	上記のほかにも、福祉、保健衛生、建設、産業、教育、文化等あらゆる分野の住民負担や行政サービスがありますが、関係市町村で異なっているものは多く、その取扱いを協議します。
1	情報公開の取扱い	情報公開制度や個人情報保護制度等について協議します。
2	防災関係の取扱い	地域防災計画や消防体制等について協議します。
3	国際交流事業の取扱い	姉妹都市や国際交流事業等について協議します。
4	納税関係の取扱い	税の納税や納税貯蓄組合等について協議します。
5	情報システム事業の取扱い	情報システムの統合・構築方法等について協議します。
6	情報関係事業の取扱い	FMみつきい等について協議します。
7	広聴広報関係事業の取扱い	広聴や広報誌等について協議します。
8	交通関係事業の取扱い	鉄道やバス等の公共交通機関等について協議します。
9	障害者福祉事業の取扱い	障害者の社会参加に係る事業等について協議します。
10	高齢者福祉事業の取扱い	老人保健福祉計画や高齢者の保健福祉制度等について協議します。
11	児童福祉事業の取扱い	子育て支援事業等について協議します。
12	その他各種福祉制度の取扱い	原爆被害者への事業等について協議します。
13	健康づくり事業の取扱い	健康づくり事業等について協議します。
14	人権(同和)対策関係事業の取扱い	人権(同和)対策事業等について協議します。
15	社会福祉協議会の取扱い	社会福祉協議会への支援・委託事業等について協議します。
16	保健衛生関係事業の取扱い	成人・母子保健事業、予防対策事業等について協議します。
17	農林水産関係事業の取扱い	農林業振興対策事業について協議します。
18	商工観光関係事業の取扱い	商工・観光事業等について協議します。

19 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業等について協議します。
20 建設関係事業の取扱い	道路・河川整備、住宅事業等について協議します。
21 水道事業の取扱い	上水道事業について協議します。
22 下水道事業の取扱い	下水道事業について協議します。
23 市町立学校等の通学区域の取扱い	市町立学校等の通学区域について協議します。
24 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小・中学校に関する事業について協議します。
25 社会教育関係の取扱い	公民館や体育施設の運営等について協議します。
26 イベント関係の取扱い	金物まつりやふるさとまつり等について協議します。
27 行政区(自治会・行政連絡機構)関係の取扱い	自治会・行政連絡機構等について協議します。
28 塵芥処理の取扱い	塵芥処理等について協議します。
25 その他必要な事項の取扱い	上記のいずれにも該当しないものについて、ここで協議いたします。

提案第10号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

美裏郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

				専門部会名	幹事会
協議項目	合併の方式について		関係項目		
調整内容	美嚙郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする。				
区分	新設合併		編入合併		備考
定義	二以上の市町村を廃止して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。		一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。		【最近の先進事例】 《新設合併》 篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町） あきる野市（秋川市、五日市町） ひたちなか市（勝田市、那珂湊市） 北上市（北上市、和賀町、江釣子村） 東かがわ市（引田町、白鳥町、大内町） 山県市（高富町、伊自良村、美山町） 周南市（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町） 瑞穂市（穂積町、棠南町） 千曲市（更埴市、上山田町、戸倉町） 富士河口湖町（河口湖町、勝山村、足和田村） いなべ市（北勢町、員弁町、大富町、藤原町） 《編入合併》 盛岡市（盛岡市、都南村） 水戸市（水戸市、常澄村） 新潟市（新潟市、黒埼町） 潮来市（潮来町、牛堀町） 呉市（呉市、下蒲刈町） 新居浜市（新居浜市、別子山村） 野田市（野田市、関宿町） 新発田市（新発田市、豊浦町） 田原市（田原町、赤羽根町）
法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。		編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。		
合併市町村の名称	新たに定める。		一般的には、編入をする市町村の名称とする。 （新たに定めることもできる。）		
事務所の位置	新たに定める。		一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。		
議会議員	原則	合併関係市町村の議員はその身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い、新議員を選出する。 任期は、設置選挙の日から4年	編入する市町村の議員は、そのまま在任し、編入された市町村の議員はその身分を失う。（ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） 任期は編入をする市町村の議員の在任期間		
	特例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例） ・ 設置選挙により選出される議会に議員の任期に限り、法定数の2倍まで議員を置くことができる。 （在任特例制度） ・ 合併関係市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例制度） ・ 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。 （在任特例期間） ・ 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の在任期間相当在任することができる。なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。		

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併	備 考
農 業 委 員 会 委 員	原 則	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。	
	特 例	合併関係市町村の（選挙による委員）にうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年の間在任できる。	編入をする市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	
特 別 職	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。	編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。		
一 般 の 職 員	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。		
条 例 ・ 規 制	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。 （合併に伴い必要な改正を行う。）		
建設計画の作成	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。		

提案第 1 1 号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

合併は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに行うものとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会		
協議項目	合併の期日について	関係項目		
調整内容	合併は、平成17年3月31日までに行うものとする。			
参 考		先 進 事 例		備 考
合併の期限	合併特例法の期限内(平成17年3月31日まで)	合併の期日	新市の名称 構成市町	合併の方式
1 合併特例法上の優遇措置 平成17年3月31日までに合併した場合 ・ 地方交付税の合併算定替や合併特例事業の推進等合併市町村に対する財政措置が受けられる。 平成17年3月31日までに関係市町村議会での議決を経て都道府県知事に合併申請をした場合に限り、法改正による優遇措置の適用を総務省が検討中。(平成15年6月11日 総務事務次官通知)		H16. 4. 1	養父市 八鹿町・養父町・大屋町・関宮町	新設合併
		H16.11. 1	丹波市 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	新設合併
		H17. 1.11	南あわじ市 緑町・西淡町・三原町・南淡町	新設合併
		H17. 3.31	豊岡市 豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町	新設合併
		H17. 3.31	洲本五色市 洲本市・五色町	新設合併
		H17. 3.31	淡路市 津名町・淡路町	新設合併
		H17. 3.31	加東市 北淡町・津名郡一宮町・東浦町	新設合併
		H17. 3.31	加東市 社町・滝野町・東条町	新設合併
		H17. 3.31	協議中 龍野市・新宮町・揖保川町・御津町	新設合併
		H17. 3.31	協議中 山崎町・宍粟郡一宮町・波賀町	新設合併
	H17. 3.31	協議中 千種町	新設合併	
	H17. 3.31	協議中 中町・加美町・八千代町	新設合併	
	H17. 3.31	協議中 浜坂町・温泉町	新設合併	
	H17. 3.31	西脇市 西脇市・黒田庄町	新設合併	
合併の期日	1 市町村が合併するためには、両議会において議決してから県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(知事から)、総務大臣による告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。 2 期日決定に当っては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、市町長、議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断すべきである。 合併の期日とは、合併の協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への所要の手続きを経た協定書で、定めた日をもって合併する日が合併の期日となる。			

提案第 1 2 号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

新市の名称は、「三木市」とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

				専門部会名	幹事会	
協議項目	新市の名称について			関係項目		
調整内容	新市の名称は、「三木市」とする。					
現 況			先 進 事 例			
項 目	三 木 市	吉 川 町	合併の期日	新市の名称	構 成 市 町	合併の方式
名称に関する経緯	昭和29年6月1日 合体 三木町、別所村、細川村、口吉川村 昭和29年7月1日 合体 志染村	昭和30年7月1日 合体 奥吉川村、中吉川村、北谷村	H16. 4. 1	養父市	八鹿町・養父町・大屋町・関宮町	新設合併
			H16.11. 1	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	新設合併
			H17. 1.11	南あわじ市	緑町・西淡町・三原町・南淡町	新設合併
			H17. 3.31	豊岡市	豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町	新設合併
			H17. 3.31	洲本五色市	洲本市・五色町	新設合併
			H17. 3.31	淡路市	津名町・淡路町・北淡町・津名郡一宮町・東浦町	新設合併
			H17. 3.31	加東市	社町・滝野町・東条町	新設合併
			H17. 3.31	協議中	龍野市・新宮町・揖保川町・御津町太子町	新設合併
			H17. 3.31	協議中	山崎町・宍粟郡一宮町・波賀町千種町	新設合併
			H17. 3.31	協議中	中町・加美町・八千代町	新設合併
			H17. 3.31	協議中	浜坂町・温泉町	新設合併
			H17. 3.31	西脇市	西脇市・黒田庄町	新設合併

提案第13号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 新市の事務所の位置は、現三木市役所（三木市上の丸町10番30号）とする。
- 2 現吉川町役場については、支所とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	新市の事務所の位置について	関係項目	
調整内容	1 新市の事務所の位置は、現三木市役所(三木市上の丸町10番30号)とする。 2 現吉川町役場については、支所とする。		
先進事例			備考
新市町名	合併関係市町村	新市の事務所の位置について	
廿日市市 (編入合併)	廿日市市、佐伯町、吉和村	事務所の位置は、現廿日市市役所の位置とする。 現佐伯町役場及び吉和村役場については、支所とする。	
新居浜市 (編入合併)	新居浜市、別子山村	事務所の位置は、現新浜市市役所の位置とする。 現別子山村役場については、当面、支所とする。	
野田市 (編入合併)	野田市、関宿町	事務所の位置は、現野田市市役所の位置とする。 現関宿町役場については、支所とする。	
新発田市 (編入合併)	新発田市、豊浦町	事務所の位置は、現新発田市市役所の位置とする。 豊浦町役場は、支所とする。	
養父市 (新設合併)	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	1 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。 2 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。 3 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。 4 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。	
洲本五色市 (新設合併)	洲本市、五色町	新市の事務所の位置は、洲本市本町3丁目4番10号(現洲本市役所)に置くものとする。 また、健康福祉等機能を分担する庁舎を五色町内に置くものとする。	

関係法令

事務所設置関係法令地方自治法

【地方公共団体の事務所の設置又は変更】

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更するときは、条例で定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【支庁・地方事務所等の設置】

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（通知） 支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、衛生、土木、その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

（実例） 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。

（規定事項） 事務所の位置は、番地まで規定すべきが原則（行政実例）

「支所」又は「出張所」以外の名は適当でない。

新市の事務所の位置について

新市の事務所については、次のような方式(行政体制)が考えられます。

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	（新設する場合） ・1市1町の行政機構・組織を1箇所に集約する。 ・既存の庁舎は、支所、出張所にできる。	・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象は強い。	・多大な建設費用が必要である。 ・支所等での住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要がある。
	（既存の施設を利用） ・1市1町のどちらかの庁舎を増改築し、行政機構・組織を1箇所に集約する。 ・他の庁舎は、支所・出張所にできる。	・事務の効率化が図られる。 ・既存の庁舎を利用するため、建設費用は少ない。	・支所等での住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要がある。
分庁方式	・1市1町の既存施設に行政機構・組織を振り分けて利用する。 （例）総務・住民・福祉・水道・環境部門 A庁舎 産業・経済・建設・教育 B庁舎	・既存施設の利用のため、建設費用は少ない。	・各部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う恐れがある。 ・管理上は、非効率的である。
総合支所方式	・管理部門や事務局部門を除き、現在の1市1町の庁舎における行政機構・組織をそのまま残す方式	・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。 ・既存施設の利用のため、建設費用は少ない。	・職員数が今と同程度必要であり、合併による人件費等の削減効果が期待できない。 ・新市の一体感が醸成されにくい。

提案第14号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

美嚙郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	財産及び債務の取扱いについて	関係項目	
調整内容	美嚨郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引継ぐものとする。		
現 況			備 考
項 目	三 木 市	吉 川 町	
一般会計 特別会計	土地	2,490,690.46 m ²	567,496.28 m ²
	建物	274,084.77 m ²	48,595.97 m ²
	有価証券	206,601,000 円	0 円
	重要物品	220 台	94 台
	債権	539,203,653 円	0 円
	出資による権利	645,379,475 円	97,091,000 円
	基金	9,281,821,110 円	4,532,973,558 円
	温泉権	0 円	146,200,000 円
	起債残高	63,929,277,000 円	9,569,378,000 円
病院会計	資産	6,362,454,444 円	0 円
	負債	968,145,151 円	0 円
	資本	5,394,309,293 円	0 円
水道会計	資産	12,117,240,216 円	3,080,882,865 円
	負債	528,368,996 円	8,404,910 円
	資本	11,588,871,220 円	3,072,477,955 円
財産・負債の状況（平成 14 年度末）			

関係法令

地方自治法

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

(第2項、第3項 省略)

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに債務をいう。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	佐伯町及び吉和村の所有する財産は、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	関宿町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて野田市に引き継ぐものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新発田市に引き継ぐものとする。

提案第15号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年4月8日提出

**三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫**

条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	幹事会
協議項目	条例、規則等の取扱いについて	関係項目	
調整内容	条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。		
留意事項		備考	
編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅するので、当該条例、規則等はすべて失効し、新市等の条例、規則等が施行されることとなります。 ただし、編入する市町村は、合併協議会によって定められた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の新規制定や一部改正等の整備を行います。			

提案第16号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年4月8日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。
- 3 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（吉川町）を付した大字名とし、字名については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	町、字の区域及び名称の取扱いについて	関係項目	
調整内容	1 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。 2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。 3 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名(吉川町)を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりとする。		
	三 木 市	吉 川 町	備 考
	1 三木市の大字又は字の区域については、現行のとおりです。 2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりです。 (新市のおける例) 三木市福井は、変更がありません。	1 吉川町の大文字又は字の区域については、現行のとおりです。 2 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名(吉川町)を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりです。 (新市のおける例) 美囊郡吉川町福井が三木市吉川町福井となります。	実施後は、戸籍法や住民台帳法により、他市町への通知を行う。

